

告示

埼玉県告示第千四百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

株式会社メガネスーパー 代表取締役 星崎尚彦

神奈川県小田原市本町四丁目二番地三十九号

株式会社リプロ 代表取締役 三浦正一

東京都豊島区東池袋四丁目二十三番地十五号

株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号新高円寺ツインビル

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号芝萬ビル二階

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

株式会社メガネスーパー 代表取締役 星崎尚彦

神奈川県小田原市本町四丁目二番地三十九号

株式会社リプロ 代表取締役 三浦正一

東京都豊島区東池袋四丁目二十三番地十五号

株式会社マツクハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号新高円寺ツインビル

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号芝萬ビル二階

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

八 変更年月日

平成二十六年五月十五日

二 届出年月日

平成二十六年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課